

大阪駅前ダイヤモンド地下街広告取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街（以下「地下街」という。）の施設等に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の申込み)

第2条 広告を掲出しようとする者（以下「申込人」という。）は、広告掲出申込書を大阪市街地開発株式会社（以下「会社」という。）に提出しなければならない。

2 会社が必要と認める場合には、申込人を制限することがある。

(広告指定取次人)

第3条 会社は、相当程度の資力、信用及び経験を有する者を広告取次人に指定することができる。

(広告掲出の承認)

第4条 会社は、第2条の規定による申込みを受けたときは、大阪駅前ダイヤモンド地下街広告掲出審査会において必要な事項を審査し、その掲出の承認の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により広告の掲出を承認したときは、申込人に対し広告掲出承認書を交付しなければならない。

(広告の掲出基準)

第5条 次の各号の1に該当する広告の掲出は、これを承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 美観を害するもの
- (3) 公衆に対して不快の念を与えるもの
- (4) 会社の業務上支障のあるもの

(5) その他会社が不相当と認めるもの

(広告の掲出場所、種類等)

第6条 広告の掲出場所、種類、掲出期間は別表のとおりとし、掲出料金については会社が別途定める。

2 別表に定める広告以外の広告（以下「特種広告」という。）については、その都度定める。

(広告掲出料の納入)

第7条 広告の掲出について承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、広告掲出料を半期毎に前納しなければならない。ただし、会社が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲出料の割引)

第8条 会社は、次の各号の1に該当する広告について、所定広告掲出料の5割を超えない範囲内において料金の割引を行うことがある。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するもの
- (2) その他会社が特に必要と認めるもの

(広告掲出料の還付)

第9条 既納の広告掲出料は、次の各号に掲げる場合を除き、還付しない。

- (1) 第10条5号の規定により承認を取り消したとき
- (2) 第14条の規定による掲出期間の延長ができないとき

2 前項各号に掲げる場合の還付額は、広告掲出前にあつては既納料金の全額とし、広告掲出後にあつては既納料金から掲出日数に日割額を乗じて得た額を差し引いた残額とする。

(承認の取消し等)

第10条 会社は、次の各号の1に該当するときは、広告の掲出期間中であっても、その掲出の承認を取消し、又は広告を撤去することがある。

- (1) 指定した期日までに広告料金を納入しないとき
- (2) 承認したものと異なる広告を掲出したとき
- (3) 第17条に規定する広告の取替え又は補充をしないとき
- (4) 使用者が承認の取消しを申し出たとき
- (5) 会社の業務上やむを得ないときその他特に必要と認めるとき

(掲出期間)

第11条 掲出期間は、原則として1年とする。ただし、使用者の掲出期間が1年以内の場合は、その期間とする。

(掲出期間の計算等)

第12条 広告の掲出期間の計算は、次に定めるところによる。

- (1) 広告の掲出期間は、広告掲出の日から起算する。ただし、会社が必要と認めるときは、起算日を指定することがある。
 - (2) 月をもって期間を計算する場合は、暦に従う。
 - (3) 前号の場合において、月の初めから期間を計算しないときは、その期間は、最後の月においてその起算日の応答する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日に満了する。
- 2 日数の端数を生じたときは、その端数については、日割計算によりその料金を定める。
- 3 掲出日数その他期間の計算に当たっては、月の総日数は30日とみなす。

(継続承認)

第13条 使用者は、広告の掲出期間の満了によりその掲出を中止しようとするときは、期間満了日の2カ月前までに、広告中止届を会社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による広告中止届の提出がない場合は、継続して掲出するものとみなす。

(掲出期間の延長)

第14条 会社は、次の各号の1に該当するときは、広告の掲出のできなかった期間に相当する日数に限り掲出期間を延長することができる。

- (1) 第10条第5号の規定により掲出中の広告を一時撤去したとき
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により広告の掲出を一時中止したとき
- (3) その他会社が必要と認めたとき

(使用者の費用負担)

第15条 使用者は次の費用を負担しなければならない。

- (1) 広告の製作、取付、撤去に要する費用
 - (イ) 広告の製作、加工に要する費用
 - (ロ) 広告の取付、撤去に要する費用
- (2) 広告維持管理に要する費用
 - (イ) 広告の汚染、変色、腐蝕又は破損箇所の改修及び補修費
 - (ロ) 広告の紛失又は盗難による損害
- (3) 広告枠内の蛍光灯取替に要する費用
- (4) 広告表面板のメンテナンス費用

(広告の掲出及び撤去)

第16条 広告の掲出及び撤去は、使用者が行うものとする。

- 2 使用者が広告を撤去した後、会社が掲出場所の原状回復の必要があると認めるときは、使用者はこれを行わなければならない。

(広告の取替え又は補充)

第17条 掲出の広告が、汚損、破損、滅失その他の事由で取替え又は補充を要すると認められるときは、使用者は直ちにその措置を取らなければならない。

(作業時間)

第18条 広告掲出の作業時間は22時以降とする。ただし、会社の承認を得た場合はこの限りでない。

(保証金)

第19条 特種広告の掲出を承認する場合には、申込者から保証金を徴収することがある。

2 保証金は、掲出期間が満了したとき又は承認を取消したときに返還する。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これに充当する。

(1) 広告料金を納入しないとき

(2) 会社が広告の撤去又は掲出場所の原状回復を行うために支出した費用があるとき

(3) その他債務があるとき

3 保証金には、利息を付さない。

(権利譲渡の禁止)

第20条 使用者は第4条の規定により承認を得た広告掲出に関する権利を他に譲渡することができない。

(その他)

第21条 本規則に定めのない事項について、使用者は会社の指示に従うものとする。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。